

無料
相談

空き家相談

In津島

2024年 **1月28日**  10:00~16:00
(最終受付15:00)

会場

津島市生涯学習センター

2階第2会議室、第3会議室、第4会議室（アクセスは裏面参照）

相談対象

先着**20組**(1組50分程度)※津島市外の方、当日飛び込み参加もOK

相談員

建築士、税理士、司法書士

申込方法

裏面予約申込書に必要事項を御記入の上、FaxもしくはE-mailのいずれかの方法で1月26日(金)12時までにお申し込みください。

申込書は愛知県住宅計画課HP上からもダウンロードいただけます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/akiyasoudan2023tsushima.html>)

こんな時には、空き家相談!!



空き家を解体するか改修するか迷っているんだけど…



空き家に課税される相続税ってどうなる？



相続した空き家の不動産登記はどうしたら？

おまかせください！

お問い合わせ・申込先

愛知県庁 建築局公共建築部住宅計画課 企画グループ

Tel 052-954-6567

E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

Fax 052-961-8145

※件名を「空き家相談申込」としてください。



建築局公共建築部住宅計画課 企画グループ

ふりがな						
氏名						
住所						
E-mail						
電話番号(携帯)						
空き家所在地						
相談内容 ※該当項目に「○」	解体	改修	税	相続	登記	その他
相談したい相手 ※該当項目に「○」	建築士		税理士		司法書士	
相談概要						
希望時間	午前・午後()頃 ・ 特に希望なし					

- ・お申し込み後、愛知県住宅計画課企画グループ担当から日程調整の連絡をさせていただきます。
- ・御相談の内容によっては、登記簿謄本の写しや固定資産税納税評価証明書等をお持ちいただくと相談がスムーズです。
- ・津島市外に在住の方、津島市外に空き家をお持ちの方も対象です。
- ・相談物件の所有者や相続人以外の方からの相談には対応いたしかねますので御了承ください。
- ・相談にお越しの際、発熱等の体調不良が認められる場合は来場を御遠慮ください。
- ・記載いただいた個人情報は、本相談業務以外で使用することはありません。

会場へのアクセス

【所在地】

- 津島市菟原町字椋木5番地
※旧津島勤労福祉会館(アイプラザ津島)

【アクセス】

- 名鉄バス「神守口」下車 南へ徒歩約10分
- 東名阪自動車道
蟹江インターチェンジから
車で約10分

